



福島医発第144号(地)
平成23年 4月14日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠50 μ g
「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

今般の震災の影響より、安定した供給が困難となっているチラーヂンS錠等(一般名:レボチロキシナナトリウム)につきましては、平成23年4月8日付け福島医発第79号(地)(平成23年4月4日(保7)F)にてご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省から要請を受けた「サンド株式会社」が、ドイツで販売されているレボチロキシナナトリウム製剤(50 μ g)を緊急輸入し、4月前半を目途に供給開始を予定しております。

今般、緊急的に輸入されるレボチロキシナナトリウム製剤(50 μ g)の医療保険上の取扱いが下記のように示された旨、日本医師会より通知が参りましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

記

○レボチロキシナ錠50 μ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

当該製剤は、既に日本で製造販売承認されているレボチロキシナ錠50 μ g「サンド」と薬事法上同一のものであることから、日本薬局方の表示がない場合であっても、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」に記載されている以下の品目と同様の取扱いとする。

品名: ㊟レボチロキシナナトリウム錠

規格: 50 μ g 1錠

薬価: 9.60円

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 16) F
平成 23 年 4 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠 50 μ g
「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

今般の震災の影響より、安定した供給が困難となっているチラーヂン S 錠等(一般名:レボチロキシナナトリウム)につきましては、平成 23 年 4 月 4 日(保 7) F にてご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省から要請を受けた「サンド株式会社」が、ドイツで販売されているレボチロキシナナトリウム製剤(50 μ g)を緊急輸入し、4 月前半を目途に供給開始を予定しております。

今般、緊急的に輸入されるレボチロキシナナトリウム製剤(50 μ g)の医療保険上の取扱いが下記のように示されましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

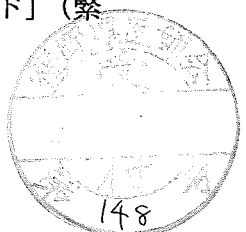
○レボチロキシナ錠 50 μ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

当該製剤は、既に日本で製造販売承認されているレボチロキシナ錠 50 μ g「サンド」と薬事法上同一のものであることから、日本薬局方の表示がない場合であっても、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」に記載されている以下の品目と同様の取扱いとする。

品 名: ㊟レボチロキシナナトリウム錠
規 格: 50 μ g 1 錠
薬 価: 9.60 円

(添付資料)

1. 東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠 50 μ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて
(平 23.4.6 保医発 0406 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知)



保医発0406第1号
平成23年4月6日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシンNa錠50 μ g
「サンド」（緊急輸入用）の医療保険上の取扱いについて

今般の東日本大震災及び長野県北部の地震の影響により、レボチロキシンNa錠50 μ g「サンド」を緊急輸入しているところであるが、本製剤の医療保険上の取扱いについては、日本薬局方の表示がない場合であっても、薬事法（昭和35年法律第145号）上、同一のものとして製造販売承認されているレボチロキシンNa錠50 μ g「サンド」と同様、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に収載されている品名「㊦レボチロキシナトリウム錠」、規格「50 μ g1錠」、薬価「9.60円」として算定することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。